

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための 自動車税(種別割)に係る取扱いについて

埼玉県自動車税事務所

1 課税上の取扱い

令和3年3月末における窓口での混雑による新型コロナウイルスの感染を防止するため、次の場合において、車両の譲渡や解体が **3月17日から31日までの間**に行われていることを証する書面が運輸支局に提出され、かつ、その譲渡等の **事由発生日から道路運送車両法に基づく15日以内**に登録手続きをされたことが確認できたときは、当該登録手続きが4月であっても、3月中に事由が発生したことを前提に処理を行います。

- (1) 永久抹消登録を行う場合
- (2) 移転登録と一時抹消登録を同時に行う場合
- (3) 移転登録と輸出抹消仮登録を同時に行う場合

【注意】 移転登録のみ、一時抹消登録のみ、変更登録と一時抹消登録を同時に行う場合は対象外です。

⇒ 4月1日現在の納税義務者に課税され、課税取消となりません。

2 運輸支局での手続

車両の譲渡や解体が **3月17日から31日までの間**に行われていることを証する書面を提出し、その情報が正しく登録されていることが必要です。

3 埼玉県での手続

運輸支局に提出された譲渡証明書等の登録手続書類に基づき、後日、課税を取り消しますので、**県税の申告に関しては、今までどおりで結構です。**

なお、移転登録と一時抹消登録（輸出抹消仮登録）を同時に行う場合は、「自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）」を税申告窓口へ提出する必要がありますので、運輸支局に提出された譲渡証明書の写しをお持ちの場合は、添付してください。

【注意】 令和3年度の自動車税(種別割)納税通知書については、5月に旧所有者へ発送されますが、後日、課税を取り消します。

⇒ 課税を取り消すため、該当する事案(※)については、納付の必要がない旨、旧所有者に連絡をお願いします。

(なお、課税取消の通知は別途送付する予定です。)

※ 課税取消される事由発生日の対応表は、「該当事案一覧表」を参照してください。

該当事案一覧表

<p style="text-align: center;">事由発生日</p> <p>(A) 譲渡証明書の譲渡年月日 (B) 車両情報照会の解体報告記録日</p>	<p style="text-align: center;">運輸支局での登録日 【事由発生日から15日以内の日】</p> <p>(A) 移転登録と一時抹消登録を同時に行った日 (A) 移転登録と輸出抹消仮登録を同時に行った日 (B) 永久抹消登録日</p>
令和3年3月17日	令和3年4月1日(木)のみ
令和3年3月18日	令和3年4月1日(木)～4月2日(金)まで
令和3年3月19日	令和3年4月1日(木)～ <u>4月5日(月)まで</u> (※)
令和3年3月20日	令和3年4月1日(木)～ <u>4月5日(月)まで</u> (※)
令和3年3月21日	令和3年4月1日(木)～4月5日(月)まで
令和3年3月22日	令和3年4月1日(木)～4月6日(火)まで
令和3年3月23日	令和3年4月1日(木)～4月7日(水)まで
令和3年3月24日	令和3年4月1日(木)～4月8日(木)まで
令和3年3月25日	令和3年4月1日(木)～4月9日(金)まで
令和3年3月26日	令和3年4月1日(木)～ <u>4月12日(月)まで</u> (※)
令和3年3月27日	令和3年4月1日(木)～ <u>4月12日(月)まで</u> (※)
令和3年3月28日	令和3年4月1日(木)～4月12日(月)まで
令和3年3月29日	令和3年4月1日(木)～4月13日(火)まで
令和3年3月30日	令和3年4月1日(木)～4月14日(水)まで
令和3年3月31日	令和3年4月1日(木)～4月15日(木)まで

※ 上記15日以内の日が土・日に当たるときは、翌月曜日となります。